



事務連絡
令和2年10月9日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」における
パンフレットの更新について

国土交通省では、主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けるため、建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」を設置しております。この度、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）が令和2年10月1日から一部施行されたことに伴い、当窓口のパンフレットを更新しましたので、お知らせいたします。

あわせて、貴職におかれましては、会員、傘下団体等に対しても、この旨周知を図っていただきますようお願いいたします。

【更新点】

建設業法第19条の5（著しく短い工期の禁止）に関する記載を追加

—建設業法違反通報窓口—

駆け込みホットライン



全国
共通

TEL .  0570-018-240

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間 / 10:00~12:00 13:30~17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX.  0570-018-241

E-mail.  hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

国土交通省
建設業法令遵守推進本部

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例

＜主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます＞

建設廃棄物の処理費用を一方的に差し引かれた。

120日を超える割引困難な長期手形で下請代金が支払われた。

見積書に記載した法定福利費を一方的に削除された。

口頭契約となっている。

著しく短い工期で契約を締結させられた。

追加工事が発生したが変更契約をしてくれない。

責任が曖昧なままやり直し工事を指示され費用を一方的に負担させられた。

一括下請負が行われている。

工期の短縮により生じた増加費用を一方的に負担させられた。

営業所や工事現場に必要な技術者が設置されていない。

※ 建設業法違反となる取引上の行為や注意点はこちら

建設業法令遵守ガイドライン

検索

駆け込みホットラインに電話をすると、最寄りの地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。

通報者に不利益が生じないように情報を取り扱います。

法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施します。

※通報するにあたっては、下記の項目をできる限り明らかにしていただくことが望めます。

1. 通報される方の情報
(匿名による通報も可能です)

| | | | |
|------|--|--------|--|
| 氏名 | | | |
| 住所 | | | |
| 電話番号 | | E-mail | |

2. 違反の疑いがある行為者の情報

| | | | |
|---------|--|--|--|
| 会社名 | | | |
| 代表者名 | | | |
| 所在地 | | | |
| 建設業許可番号 | | | |
| 電話番号 | | | |
| その他 | | | |

3. 違反の疑いがある行為(具体的事実)

| | |
|------------|--|
| (ア)だれが | |
| (イ)いつ | |
| (ウ)どこで | |
| (エ)だれに対して | |
| (エ)いかなる方法で | |
| (オ)何をしたか | |
| その他 | |